

# 介護保険サービスを利用するには

介護保険サービスを利用するためには、寝たきりや認知症などで介護や支援が必要な状態かどうか、また、どのくらいの介護が必要であるかの認定を受ける必要があります。  
介護を必要とする方は、函館市の窓口等にご相談ください。

## 函館市の窓口での相談

高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センターでも相談を受け付けています。

明らかに介護や支援が必要な方

日常生活で心や体の状態に不安を感じる方

### 認定申請

本人や家族のほか、高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などによる代行申請も可能です。

#### ＜申請に必要なもの＞

- 介護保険の被保険者証
- 40～64歳の方は医療保険の被保険者証

#### 主治医意見書

介護を必要とする原因疾患等について、主治医が意見書を作成します。  
(市から主治医に直接依頼します。)

#### 認定調査

全国共通の調査票を用い、訪問調査員がご本人に面会して調査を行います。家族等の介護者に聞き調査をする場合もあります。

### 介護認定審査会による審査判定

認定調査結果（一次判定および特記事項）と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が介護の必要度（要介護状態等区分）について審査判定します。

※原則として、申請してから30日以内に結果通知書と被保険者証を市から郵送します。

要介護状態等  
区分の決定

非該当

### 基本チェックリストの実施

利用者の心身の状況を把握するための基本チェックリストを実施します。  
厚生労働省の定めた25の質問項目により生活機能の低下を判定するものです。

要介護1～5

要支援1・2

事業対象者

非該当

#### 居宅サービス計画

居宅介護支援事業所に依頼し、ケアマネジャー（介護支援専門員）にケアプランを作成してもらいます。依頼にあたっては契約が必要です。  
事業所を決めるときは、十分に説明を受けたうえで依頼してください。

#### 介護予防サービス計画

高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センターに依頼し、保健師等に介護予防ケアプランを作成してもらいます。依頼にあたっては契約が必要です。  
住所地ごとに担当するセンターが決まっています。

#### 介護予防ケアマネジメント

高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センターに依頼し、保健師等に介護予防ケアプランを作成してもらいます。依頼にあたっては契約が必要です。  
住所地ごとに担当するセンターが決まっています。

市の相談窓口や高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センターへ相談します。

介護サービス  
(介護給付)を利用

介護予防  
サービスを利用

総合事業の  
サービスを利用

その他の高齢者支援  
サービス等を利用

サービス提供事業者と契約

契約時には内容をよく確認してください。(料金、支払方法、契約期間、キャンセル料等)  
※事業所の一覧は認定結果通知に同封します。

介護保険のサービス以外にも様々なサービスがあります。  
ケアマネジャー（介護支援専門員）などにご相談ください。

### ケアマネジャー （介護支援専門員）

介護保険のサービスを利用する方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態等を考慮して適切なサービスが利用できるようにケアプランを作成し、サービス事業者等との連絡調整を行うのがケアマネジャー（介護支援専門員）です。



## ●ケアプラン作成の流れ

- ① 利用相談  
本人や家族の要望を聞きながら、本人の心身の状態にあったサービスをどのように利用するか相談します。
- ② サービスの調整  
サービス提供事業者と連絡調整し、サービスの予約などを行います。
- ③ （介護予防）ケアプランの作成  
作成したケアプランを提示し、本人や家族から同意を得ます。

## ●要介護度ごとの身体の状態

（平均的な状態の例ですので、ご本人の状態と完全に一致するものではありません）

事業対象者	要支援1または2に相当する状態。
要支援1	日常生活はほぼ自分でできるが、起き上がり・立ち上がりなど何かにつかまらなければできない状態。
要支援2	歩行や入浴などに何らかの介助が必要。
要介護1	歩行や入浴のほか、薬の内服、金銭管理、電話の利用等に何らかの介助が必要。
要介護2	歩行、入浴、金銭管理などのほか、衣服の着脱や排せつ等に何らかの介助が必要。
要介護3	入浴や衣服の着脱、排せつなどに全面的な介助が必要。認知症がある場合は、かなりの問題行動や理解力の低下が見られる。
要介護4	食事や入浴、衣服の着脱、排せつなど日常生活に全面的な介助が必要。認知症がある場合は、問題行動が一層増え、理解力もかなり低下する。
要介護5	生活全般にわたって全面的な介助が必要。

## 身体障害者手帳をお持ちの方

介護保険サービスと障がい福祉サービスが重複する場合は、介護保険が優先されます。（要介護認定の申請が必要です。）なお、ガイドヘルプサービスなど介護保険にないサービスや、障がい者特有のニーズに基づくサービスが必要と認められる場合は、障がい福祉サービスを利用できます。

また、平成30年4月より共生型サービスの指定を受けた障がい福祉サービス事業所でも、介護保険サービスを利用できるようになりました。